

NPO法人男女平等推進協会えちぜんの 不祥事に関するご報告と改善計画について

不祥事に関するご報告と改善計画については[こちら](#)をご覧ください。

この度、当協会の元職員が横領という不祥事を引き起こしたことにつきましては、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。今回の不祥事と改善計画についてご報告いたします。

1. 元職員の不祥事の経過報告

- ・令和4年8月、社会保険事務所から職員の社会保険料が引き落とされておらず、このままでは延滞金が発生するとの連絡が入り、会計処理に何らかの問題があるとの認識にいたり、元職員に聞き取りを行うと同時に会計帳簿類の精査を開始しました。
- ・同年10月、当協会の顧問弁護士立会いのもとで、理事長、副理事長が聞き取り調査を行った際、元職員が横領していたことを認めました。
- ・この事態を受け、緊急理事会を開催し対応を協議、元職員を懲戒解雇処分とすることを決定し、10月31日付で解雇いたしました。
- ・横領金の返済を求め、元職員と民事上の示談交渉に入り、11月に3回の聞き取り調査・交渉を行った結果、元職員が総額約495万円を横領していたことが判明いたしました。

2. 横領発生の原因

- ・元職員の倫理観の欠如が最大の原因であると考えますが、当協会の監査体制にも要因があったと思います。
- ・監査は年に1回行ってきましたが、財産目録ならびに貸借対照表の確認を怠るなど不十分であり、監事からの報告を受けた理事長、副理事長、理事の確認・チェックが甘かったと思います。
- ・理事長・副理事長・監事らの役員交代時に財産目録の引継ぎがなかったことも原因となりました。
- ・会計処理について、協会の専任職員2名のうち1名のみ任せしていたため、財産の隠ぺいや不正な引出しが行われる要因となりました。

3. 改善計画

今回のような不祥事を二度と起こさないよう、まず理事、会員の意識改革を図り、市民

の税金と協会の財産を預かって事業を実施していることを十分に認識し、重大な責任があることを改めて確認して行動してまいります。

○監査体制の強化

- ・ 2名の副理事長について、1名を会計・総務担当、1名を事業担当とし、責任を明確化いたします。
- ・ 監査について、これまで総会前に1回実施してきましたが、年度の半期が経過した時点で中間決算を行い、その際にも監査を実施いたします。
- ・ 監査の際、協会内部の監事2名のほか、外部の会計士1名も監査を行います。
- ・ 監査内容について、決算報告、請求書、領収書、すべての貯金通帳、貸借対照表、財産目録等もれなく確認チェックいたします。
- ・ 監事は会計監査後の理事会、総会には必ず出席し、報告を行います。
- ・ 監事からの監査報告について、理事長、副理事長が十分に確認し理事会、総会に諮り承認を得ることとします。

○会計処理の体制強化

- ・ 会計処理について、これまで1名の職員が行ってきたものを2名の理事が行うものとし、1名が起案し、他の1名が確認チェックすることとします。
- ・ 支出の際には、必ず支出伺い書を理事長または副理事長に示し、承認、押印を得た上で執行する、このルールを徹底します。このルールについては、文章化して規定として定めます。
- ・ 現金で歳入があった場合は、3枚複写の領収書を用意し、1枚を相手方に渡し、残りを協会の会計簿に保存。預かった現金は直ちに銀行口座に入金することを原則とします。時間の制約等で入金できない場合は、金庫に保管し翌日以降なるべく早い段階で銀行口座に入金します。これらの会計処理の際には、単独で行わず、複数人で確認をしながら行うこととします。

こういった改善計画を着実に実行し、役員体制の一新、協会の名称変更等を検討しながら組織の立て直しを図り、団体運営の能力や透明性を一層高めていく決意であります。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

令和5年4月

NPO法人男女平等推進協会えちぜん